

健臓発0426第1号
平成24年4月26日

各

都道府県
指定都市
中核市

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課
臓器移植対策室長

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
細則の一部改正について

平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知の別紙「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）の運用に当たっては、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の細則について」（平成22年6月25日付け健臓発第0625第1号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知。以下「細則」という。）を定めているところです。

今般、ガイドラインの一部改正に伴い、細則の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年5月1日から施行することとしましたので、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

なお、別添として、改正後の細則及び細則を付記したガイドラインの全文を添付いたしますので、御活用願います。